

# 第2回相模灘沿岸海岸保全基本計画策定懇談会 議事録

日時：平成26年2月6日（木）10：00～11：00

場所：日本大通7ビル 500会議室

## 1. 開会

【近藤会長】 年末年始にかけていろいろと状況が変わったということで、今回委員会開催されていますけれども、また、後ほど事務局から今後のスケジュール等で御説明いただければと思いますので、その際よろしくお願ひいたします。

それでは早速議題に入らせていただきます。最初に（1）のパブリックコメントの結果についてと、（2）の相模灘沿岸海岸保全基本計画の変更につきまして、あわせて事務局から説明をお願いいたします。どうぞよろしくお願ひいたします。

## 2. 議題

（1）のパブリックコメントの結果について

（2）の相模灘沿岸海岸保全基本計画変更（案）について

【事務局】 資料の説明

【近藤会長】ただいまパブリックコメントを県民に求めた所、たくさん意見は出てきませんでしたけれども、その中身等精査すると、恐らく1番目の意見は、粘り強い海岸防波堤みたいなものを造る。国土交通省はそのスーパー堤防的なもの、これ恐らく釜石だと思いますけれども、そういうものが粘り強い構造物だと、実際の津波の来襲を少しは緩和したというようなことを評価していますけれども、こういうものをたくさん、多額な投資をしてつくっても、あまり意味はないのではないかというような意見でした。それに対して、県の考え方を①の反映の分類ということで位置づけて、そういうことを考慮しながら整備を進めていくという答えでした。以下、同じようにすべて対応しておりますけれども、詳細には今述べてもらっていないませんでしたけれども、必ずしもこの海岸というものから外れたコメントもありますので、今回の検討対象としないということでまとめられております。そういうことで、何か皆さん、委員の方々からこのパブリックコメントを見て、もう少しこういうことを考えたらどうでしょうかとか、あるいはこの辺をこういう具合に入れていただいたらどうでしょうかという、コメントがございましたらどうぞ、よろしくお願ひいたします。では、柴山先生。

【柴山副会長】 これは県の考え方というのは、県民の皆さんはどうやって受け取るのですか。これ個別に受け取るのか、それともこの表の形で受け取るということでしょうか。

【事務局】 最終的にはこの表の形で、県のホームページにて公開するということになります。公開時期はまた後ほど御説明いたします。

【柴山副会長】 この案について、もう少し気を使って書いたほうがいいかな、というあたりが散見されます。例えば、一番上の所で、今後の堤防等の整備は発生頻度の高い津波を対象としてと書いてあります。恐らくこれを受け取る方は一番大きな津波に対応するものだと思って読んでいるのに、県の方では、頻度の高い津波に対応するための構造物ということを言おうと思っていると思います。最大級の津波（1000年に1回程度）に対してではなく、発生頻度の高い、100年に1回程度の発生頻度の高い津波に対応しているというぐらいは説明しないと、恐らく読み手には何のことだかわからないだろうなと思いました。

それから、例えば2番目についても、今後も養浜を主体とした海岸保全を行ってまいります。と、後の方にも出てくるので、これでよいとも考えられますが、やはり可能な場合には養浜ですけれども、養浜では対応できない海岸というのはあります。その場合、構造物で対応しなければいけない場所もあるということもここに書いておいた方がいいと思います。あとの方も幾つか意見はあるのですが、もう少し読む人に気を使って書いた方がいいかなという場所があるということです。

【近藤会長】 はい、どうも御指導ありがとうございます。高橋委員、どうぞ。

【高橋委員】 意見番号の1ですけれども、この意見ですと、もう本当に大きな津波だけを想定して御意見をされているような感じを受けます。ただ、あくまでもこの会の趣旨というのは、海岸保全ということを考えたら、10年に一度とか、20年に一度ぐらいの台風にも耐えられるということを考えた場合には、スーパー堤防、これはやっぱり消波効果のあるものでも私はいいのでないのかな、そういうふうに感じます。

それと、2番目の養浜ですが、我々地元でも養浜をしていただいております。ただ、養浜について、県は今後も養浜を主体としてということなのですが、もう少しスピード感を持って当たるということを考えないと、現在小田原、それから二宮町あたりでも養浜をしていただいておりますし、平塚でも養浜を昨年あたりから始めていますが、なかなか、養浜効果って目立たないのですよ。それこそ海の先に潜堤を置いた所は即効果がありますけれども、景観とか何とかって、やはり地域の住民からは消波堤が海の上に出ていると景観が悪くなるからというような意見がいっぱい出てくる。そうすると、それでできなくなる。本当はああいうことをやったほうが養浜効果を出すにはものすごく早いのです。ただ、そういうもろもろの条件が重なってなかなか海面の上に消波堤を出す

ということができませんけれども、もう少し養浜効果が出るように、スピード感を上げてやるということを考えていただいた方がいいのかなと。

【近藤会長】 今後の参考にしてください。ぜひそれは重要なことですので。今回の基本計画にはそのスピードを早めてという話はなかなかできないと思いますので、基本的な考え方は踏襲して、今後具体的に進める際にはそれをお願いいたします。他にはいかがでしょうか。どなたでも結構です。

それと、この県の考え方と、県が進めるべき事業と市町村が進めるべき事業と、こう本当は分かれているので、パブリックコメントはそれが混同して出てくる所がありますので、特に防災の避難計画なんかというのは県ではあまり具体的にはやらずに、この防護の所の構造物をつくる、整備するという所がメインになっていて、それからその地域ではこれができたときにでもどう逃げるのかとか、それから地方自治体によっては、もう護岸は整備しないと。今まま、少し手を入れるぐらいで、景観の方が重要だと。観光にとっては何が重要かということを考えて、近くの高い建物に避難するとか、あるいはその避難タワーを造るとか、あるいはそういう手法でやっていくのだとかありますので、その所で、先ほど副会長の柴山先生がおっしゃったように、その辺をどう上手に説明するか、恐らくこの県の考え方は、これだけ読んだら十分じゃない部分がたくさんあるので、あとは文言の整理だけですので、精査して書いていただけた方がいいかなという感じはいたしますね。

他にいかがでしょうか、どなたでも結構です。きょう、これを一目見てすぐというわけにはいかないでしょけれども、何か、今感じるぐらいの所で、これはどうだろうかというような所を、御質問あるいは御意見をいただければと思いますが、いかがでしょうか。どうぞ。持田先生。

【持田委員】 先ほどから柴山先生もおっしゃられているのですけど、書き方の問題かとは思うのですが、養浜とこう一言で言ってしまっても、それ多分海岸というか、その環境によって全然その対応が違ってくると思うのですが、ただ一言、養浜と言ってしまうと、受け手側が具体的にどんなことをするのかなというのがわからないかなと思うのですが、いかがでしょうかね。

【近藤会長】 そうですね。

【持田委員】 具体性を持たせるか、地域性を持って、この海岸の特徴を示すような。ただ、そうするとあまりにも長くなってしまうから大変だろうとは思うのですが。

【近藤会長】 そうですね、今おっしゃられたように、この基本計画の所の、例えば、どこどこの

海岸とか。

【持田委員】 そうですね。例えば2-10という、この資料で、養浜でも、赤字で書いてある、海岸に適した養浜材、礫を用いるというようなこともあるし、その砂の大きさを検討したとか、いろいろあるかと思うので、多少具体性を持ったコメントの方が読み手はわかりやすいかなと思います。以上です。

【近藤会長】 はい、ありがとうございます。委員の先生方、皆さんそういうことで、やはり、県の考え方は、簡潔明瞭に書かれ過ぎていて、詳細がわかりにくい所があるということですので、それを気をつけて書いていただくのがいいかなと。それと、事例があるのだったら事例を何か一言、地域の場所とか。皆さん県民ですので大体の所はわかると思いますので、そこの海岸ではこういう事例がありますとか、書いていただくとよりわかりやすいということです。あるいは、この基本計画の何々ページに示しているということでも結構だと思いますので。他にはいかがでしょうか。どなたでも結構です。

それから、9番のハザードマップを利用して実際に避難する経路や心構えを知るというのですが、確かにこの県の考え方では、第2編の2-2-2の(2)の「地域と一体となった防災対策」ということですけれども、これもちょっと説明不足みたいな所があるので、やはり基本的な考えとして、ハザードマップを利用して、そこの実際に避難する経路は地方自治体の防災計画に書かれている、県の方の人としてはこういう所も考慮しながらそういうハードな整備をしていくのだという立場の違いがまだかなり、最初に書くのか、文章中に書いていくのか、ちょっと何かあるのかなと思いますので、全体的な表現の仕方について御検討していただければと思います。他にはいかがでしょうか、どうぞ。

それから、14、15、16、17、18の意見の番号の所、この辺は非常に感覚的にしか意見が書いておりませんけれども、それに対して県の考え方の一応書かれておりますが、例えばこれと、今、相模灘と東京湾というので分けてやってますので、重なっている所とか、そういう話をちょっと前に聞いたことがあるのですけれども、この最後の所の意見というのは、東京湾とも重なっているというようなこともあるのですか。

【事務局】 意見を集約しているときに、同じ人から東京湾と相模湾共通のという形で、意見の方をいただいている。

【近藤会長】 なるほどね、はい。お褒めをいただいていることもあるんですね。14番は、3.11を分析して100%よい素案であるということで、お褒めをいただけているので。

【高橋委員】 16番ですけども、これを言っちゃったらもうどうしようもないですよね。自然には

勝てないというのはみんなわかっているわけですよ。ただ、やっぱり手をこまねいて、指をくわえて見ているわけにいかないからこういうことをやるわけですよね。だから、僕なんかでも絶対もう自然には勝てないというのは、現実には海で生活していて見てきているわけですけれども、例えば、今年の大島クラスの台風が来て、真冬ですよ、想定してない所であのくらいの、気圧 960 ヘクトパスカルぐらいのものが来た時に、私の住んでいる港、小さな港であっても 40 トンの消波ブロックがずっと護岸にあるわけ。その 40 トンのそのテトラポッドのコンクリートの固まりが空を飛ぶのです。波の力で。それで、防波堤の外側にあった 40 トンのテトラポッドが空を飛んで、防波堤、港の中に飛んでくる。こういうのを現実に見ていると、確かに自然には勝てないというのはつくづく、痛切に感じます。かといって、これ書いちやつたら本当に。だから、これ、僕は役所の人間じやないから、こういうことに対して答えなければいけないのかなと。

【近藤会長】 恐らく、我々専門家に近い人たちは L 1（発生頻度の高い津波）とか L 2（最大クラスの津波）という話は国土交通省が分けた、地震と津波の関係というのは皆さんわかると思うのですけれども、一般の人はそれを意外とわかってないので、今、我々が L 1 対応でこういうことを整備していくという話と、それから 1000 年に一度とか数千年に一度というのは今回、避難計画に終わっているわけですけどね。ですから、その辺の違いはやはりどこかに、この回答の所の、県の考え方の前提となる所をやはり書いておいた方がいいのかなと。ですから、今、高橋委員がおっしゃっていただいたような所も、L 1 と L 2 で書いていけば、1000 年に一度とか数千年に一度というのは、今回の対象外だということがよくわかると思うんですね。そうしないと、日常茶飯事のような所もすべて構造物をつくるなという話が出てくる可能性があるので、ぜひその最初の前提となる所を基本的には書いておいていただければと思いますね。どうぞ、はい、川辺先生。

【川辺委員】 今のお話と関連するのですけれども、パブリックコメントへの回答を表でホームページに掲載されると伺いましたが、これをこのまま出されてもコメントと回答がかみ合っていない印象があると思うのです。

それで提案させていただきたいのは、県の基本的な考え方を、例えば A4 紙 1 ページぐらいにまとめて、その中でこのパブリックコメントにも答えていく、そういうものもあってもいいんではないかと、今拝見しながら思いました。その中で、ハード面では、県はこういうふうに養浜して必要な所には構造物をつくる、ソフト面では、ハザードマップを作ったり、出来る所では話し合いをしたり、防災訓練をしたり、というようなことをやっていきますよ、と、例示する。そのように県の考え方とこちらに書いてあるこ

とを対照させてあれば、パブリックコメントを出された方も納得してくださるかと思いました。

【近藤会長】 ありがとうございます。恐らく委員の先生方全員がそういう具合に丁寧に書いてくださいということだと思いますので、事務局ぜひそういうことでお願いしたいと思います。また、何かその辺について、こういう具合にまとめましたというのが、ホームページにアップして、パソコン見れば、県の所を見ればわかりますというのじゃなくて、先生方にも丁寧に、ここはこういう具合に書きましたということで、メールで結構ですので、送っていただければと思いますので。そうするとまた先生方から御意見が出てくる可能性もありますので。もしなければそのまま、パソコン上での、ホームページ上でアップするという形にしていただければ、どうですかね。時間の問題があると思うのですが、それはちょっと考えていただければということで。それでよろしゅうございますか。はい。じゃあ、この（1）のパブリックコメントについての意見は、とにかく丁寧に書くということで、わかりやすく丁寧にというのが一番いいと思いますので、ぜひその御対応をお願いしたいと思います。

（2）の相模灘沿岸海岸保全基本計画というのは、今、資料2で御提示いただいたように、追加する所もあるけれども、基本的にはこの案に沿って対応したいというのが県の意見ですということですね。はい。そういうことで皆さんよろしゅうございますか。もし何かまた読んでこういう所で気がついたということがあれば、また県の方から時間を決めて、1週間以内に答えを出してくださいとか、そういう日にちを限って各委員の方々に御意見を賜るということにしていただいてよろしゅうございますかね。はい。じゃあ、一応ここでは（1）パブリックコメントについては御意見いただいたとおり訂正するということで、よろしくお願いいいたします。それから、（2）のこの海岸保全基本計画（案）については一部変更があるでしょうけれども、これで了承していただくということでよろしゅうございますか。はい、どうもありがとうございました。そういうことで、また皆さん気がついたら資料2についてもう一度御自宅に戻って、もしくは職場でも見ていただければと思いますので、この辺の対応で、追加したり、あるいは皆さんからコメントを逆に、メール上でのディスカッションということもあり得ますので、どうぞ忌憚のない御意見を賜ればと思います。ということで、今回は一応（2）もこれで御了承得たということで、一応ここでは決めさせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

それでは、（3）の内閣府公表の首都圏直下地震被害想定と基本計画の考え方について

ということで、事務局から御説明をいただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

### (3) の相模灘沿岸海岸保全基本計画変更の今後の対応について

【事務局】 資料の説明

【近藤会長】 委員の皆さん、いかがでしょうか。何か御質問、御意見があれば。特に副会長の柴山先生、この辺の御専門ですので、何かコメントがあれば御指示いただきたいと思いますが、よろしくお願ひいたします。

【柴山副会長】 調整を進めるということですが、調整を進めるというのは相手にすべて合わせるということではなくて、他者がどうされるかをよく見た上で、自分たちがどうするかを決めるという調整だと思います。首都直下地震モデル検討会の検討の結果を見ると、明らかに神奈川県のことではなくて東京都に大きな地震が来たときに東京が危ないと、東京をどうやって守るかという立場で作っています。国の機関でもいろいろな部門によって立場が違うのです。すべての立場と調整して合わせるというのは無理ですから、合わせるためにには、東京の立場で考えることになります。それから、静岡県や千葉県と調整するとなると、静岡県あるいは、千葉県にとってリスクの高い津波を考えた時と、神奈川県の海岸に立って、我々にとって最悪のシナリオは選んで、それに対してどこまで守るべきかというのは立場が違います。調整というのは、周辺の立場の機関がどう考えているかをよく踏まえた上で自分の態度を決めるための調整であって、相手に無理に合わせようと思わないほうがいいと思います。神奈川県のことは軽視されて、東京の立場で対策が作られるということになると思います。

【近藤会長】 あとは原発のある静岡県とかね、そっちの方が重視されたり何かするので。そうですよね、柴山先生がおっしゃったようなことだと思いますね。

【事務局】 はい、わかりました。

【近藤会長】 他の委員の方はいかがでしょうか。感想でも結構です。はい、どうぞ。

【井手委員】 今、私もまさにそのとおりで、何かこう聞いているとそんなに調整が必要なのかなと。やっぱり神奈川県は神奈川県の考えをきちっと通していく方がいいのかなと。ただこれ、僕も素人的にわからないんですけど、国交省とはそういうことをやらなくちゃいけないのでですか。

【近藤会長】 いや、中央防災会議で決められたことを都道府県はそれを参考にして、大体それに沿って対応しているのが現状なのですよ。ですから、中央防災会議が一応決めたことで、ただ立場が先ほど言ったように、国交省と内閣府がこういう違いが出てきたときに、中央防災会議はどうするかというのが一つあると思いますので。ただ、我々としては中央

防災会議の指導というか、指針に従って対応すべきであるし、そういう根拠がないと今度県民に説明出来ないということがありますので、何だ、お前ら勝手に設定しているのかということで、責任転嫁かもしれないけれども、中央防災会議がこう決めましたので、それに従ってこう対応しますと。今の所、県はすべてみんなそういう形になっていますね。L1という数十年から100年ぐらいで発生する、つまり我々が生きている間に、あるいは子供、孫ぐらいまでに、生きてる間は発生する可能性に対して今対応しようというのが今の現実なのですね。現状なのですけれども。それ以上、1000年とか2000年といつても、すぐ我々にはかかわらない先のこと、地理学とか植物学ではそんな1000年、2000年なんていうのはあつという間だという方もいらっしゃるのですけれども、我々が生きてる間で対処すべき、安全に対処すべき、防御としてはとにかくそこに対応するという決まりといいますか、そういう形で対応してますね。

ですから、おっしゃるとおり、ただ、県としてどういう立場をとるか。根拠のない所で何か言っても、恐らく、知事に対する説明とか、議員に対する説明とか、その辺から反発が来て、県土整備局は何をやっているのか、必ず問われると思うので。それと当然パブリックコメントとかいろいろなことを出さないといけないので、県民からもいろいろと言われるでしょう。その辺、正式な立場として根拠となる立場がどこなのかという所がかなり重要だと思いますので、そこらをちょっと御検討していただければと思います。他にいかがでしょうか。どうぞ、どなたでも結構です。はい、どうぞ。

【高橋委員】 こういう会議というのは、3.11があってこういうふうな会議も開かれているのだと思うのですけれども、日本の国、役所というのは何かが起きないと動かないというのは日本の役所の悪い所なのですね。新聞やテレビで原発の下に活断層があるから原発を止めると。つくる時点でもう調査をしていれば今のようなことにはならないわけですよね。それを今になって活断層が下にあるから原発を止めるという、これはもう日本の悪い所であって、そういうことではなく、私はこういう会議があるなら、事前にやれることは小さなことでも早め早めに私はやっていくべきだなど。

もう一つは、最近お役所ではパブリックコメントを何でもかんでも、オーバーですけど、パブリックコメントを取りたがるのですよね。確かに県民・市民の意見をたくさんいただき方法というのは一番簡単なのですね、このパブリックコメント。ただ、それが適切な意見ばかりじゃないのですよ。その中で数多く出してくれば出てくるほど最大公約数を出すというのは非常に難しくなる。そうすると、ある程度やっぱり役所主導という、政治主導と言うとオーバーになりますけども、役所主導で、パブリックコメントか

ら出てきた中からある程度役所主導で決めていかないと、何でもかんでも皆さんの御意見、皆さんの御意見って、僕は小田原人ですからあれですけど、小田原評定になりかねないのですよね。小田原がいろいろな事業をやっていますけど、みんなそうです。すべて、2回目にやると、前の1回目のパブリックコメントと2回目のパブリックコメントと全然違うのです。役所が迷っているのですね。すると、今度は議員さんが出てきて、それならよせばいいじゃないですかと。結局何もしない。パブリックコメントを取るのも結構ですけども、ある程度最大公約数を役所主導で出していただいた方が私はいいのかなと思いますけども。

【近藤会長】 ありがとうございます。恐らく、パブリックコメントも一つの考え方だと思いますし、またそのためにこういう委員会をつくるというのも県の立場だと思いますので、パブリックコメントがすべて 100%代表しているわけじゃないので、この委員会もそれにかわって、市民の立場、あるいは県民の立場で対応していくということも一つの見識だと思います。忌憚の無いご意見の高橋委員がいらっしゃいますけど、まさにそういう所が重要な所ですね、そういう意味で、多様な委員を選定していただいて、会長としては非常に県に対して御礼申し上げます。やはり、なあなあの所がこういう委員会でありますので、そういう意味では利益代表者がそれぞれ皆さんいらっしゃると。海岸の海の家をやっている方もいれば、実際に障害者で実際の海岸での危険性、そういうことも御指摘していただいたり、アクセシビリティーを考えていただく、それからトイレとかそういうアメニティーについても考えていただく、そのための御意見をもう既にいただいたらしくしていますので。そういう意味で、それぞれ違う立場でこの委員会に来ていただいているので、ある意味ではそのパブリックコメントに準ずる、もしくはそれ以上かもしれない所もありますので、そういう御意見を参考にしていただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

他に何か委員の方々から御意見ございますか。ここで一番重要なのは、一応県としては今回この委員会は休止という形で、来年度の4分の3半期というのですか、後半の方から動き始めたいというのが希望でございます。それを御了承していただけますかね。ですから、皆さんもう一回任期は、当て職じゃない限りはこのままやっていただくというのが通常です。そのまま委員は横滑りということでございますので、また御面倒でも、遠い所から来ていただいている、小田原から来ていただいている方もいらっしゃいますので、よろしく御理解をいただければと思います。他に県の方から何か。はい、どうぞ。

【事務局】 国土交通省との調整ということなのですが、県の立場から1点だけありますて、この

海岸保全基本計画は国土交通大臣に提出となっていますので、国土交通省に確認を取りながら、策定してまいります。

それと、これは御参考ということで、先ほどのパブリックコメントとそれから今回の懇談会もそうなのですが、海岸保全基本計画の策定に当たっては法律でこれをやりなさいと定められておりますので、その辺、御理解いただければと思っています。以上です。

【近藤会長】 はい、どうもありがとうございます。県の方は大変だと思いますけれども、ちょっと半年ほど休止という形になりますけれども、その間でまた社会情勢というのは変わることと思いますので、特に今、地震の規模、それからそれに応じての津波の規模というのはどうも変わりそうな雰囲気があるということで、国の方で調整を取っていただいた、その結果を踏まえて県は対応するということでございますので、よろしく御理解のほどをお願いしたいと思います。他に何か県のほうから御連絡ありますか。

【事務局】 最終的に今回これで作らせていただいた変更（案）ということで、これは25年度に皆様方にいろいろ御検討いただいたものということで、25年度（案）という形で置かせていただきます。先ほどいろいろと御指摘いただいたように、パブリックコメントについては回答するという形をとらせていただきます。

【近藤会長】 はい、皆さんよろしゅうございますか。県の方に対応についてはお任せするということで、この委員会では確定したいと思います。

では、そういうことで、司会の任を県の方にお返しいたしますので、よろしくお願ひいたします。

#### ・閉会あいさつ